

別表 産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）における事業の範囲

No	種 類	取扱いの有無	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
1	燃え殻	○			
2	汚泥	○		○	
3	廃油	○			
4	廃酸	○		○	○
5	廃アルカリ	○		○	○
6	廃プラスチック類	○	○	○	
7	紙くず	○			
8	木くず	○			
9	繊維くず	○			
10	動植物性残さ				
11	動物系固形不要物				
12	ゴムくず	○			
13	金属くず	○		○	
14	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	○	○	○	
15	鋳さい	○			
16	がれき類	○	○		
17	動物のふん尿				
18	動物の死体				
19	ばいじん				
20	政令第13号廃棄物				

水銀使用製品産業廃棄物の網掛けになっている品目の取扱いがある場合には、具体的な製品名を記載してください。

注1) 申請に係る取り扱う産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に○印を付けてください。

注2) 変更許可申請の場合で、既に許可を取得しているものには◎印を付けてください。

注3) 申請に係る産業廃棄物の種類のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱う場合には、該当箇所に○印を付けてください。